

東海第二発電所 洗濯廃液放出に係る 保安規定違反事象（改善指示）について

10月6日に実施された東海第二発電所（沸騰水型軽水炉：定格電気出力110万キロワット）の洗濯廃液ドレンタンク水（以下、「当該タンク水」という）放出において、事前に当該タンク水の放射性物質濃度の測定結果を確認しなかったことは、東海第二発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という）に規定された手順に違反しているとして、本日、原子力安全・保安院より改善指示の文書*を受領いたしました。

保安規定では、安全管理グループマネージャーは、当該タンク水の放出に当たっては、放出の都度、放射性物質濃度を測定し、その結果を発電長に通知すると定めています。

10月6日の放出においては、東海発電所（炭酸ガス冷却型：廃止措置中）の洗濯廃液系処理液タンク水の放射性物質濃度の測定結果を誤って当該タンク水の測定結果として発電長に通知したことにより、当該タンク水の放射能濃度測定結果確認前に放出が行われていました。

放出開始直後に測定結果の取り違えに気づき、直ちに当該タンク水の放出を中止するとともに、当該タンク水の放射性物質濃度が検出限界未満であることを確認しました。

なお、当該タンク水の放出前後における放水口モニタおよび廃液出口モニタの指示値に異常はなく、環境への影響はありません。

この改善指示に基づき、原因及び再発防止対策について取りまとめの上、本年の11月17日までに原子力安全・保安院に報告いたします。

* 改善指示文書内容「東海発電所とのかかわりも含めて原因を究明し、再発防止対策を策定の上、本年11月17日までに当院原子力発電検査課及び放射性廃棄物規制課へ報告すること。」

添付資料

1. 原子力安全・保安院からの保安規定違反对応指示文書（写）
2. 東海第二発電所 洗濯廃液タンク水放出に至る手順（本事象のフロー図）

以 上



経済産業省

20 原企課第76号

平成20年10月16日

日本原子力発電株式会社

取締役社長 市田 行則 殿

経済産業省原子力安全・保安院

企画調整課長 加藤 洋一

原子力発電検査課長 山本 哲也

NISA-168d-08-2

放射性廃棄物規制課長 松尾 浩道

NISA-196d-08-1

東海第二発電所における洗濯廃液放出に係る保安規定違反について（指示）

平成20年10月6日に貴社東海第二発電所で確認された洗濯廃液の放出に係る東海第二発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）違反に関して、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、貴社に対し、下記のとおり対応するよう求めます。

記

以下の保安規定違反に関し、貴社東海発電所とのかかわりも含めて原因を究明し、再発防止対策を策定の上、本年11月17日までに当院原子力発電検査課及び放射性廃棄物規制課へ報告すること。

1. 違反条項

保安規定 第88条（放射性液体廃棄物の管理）

2. 事案の内容及び保安規定第88条に違反すると認める理由

保安規定第88条第3項では、「安全管理グループマネージャーは、表88-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電長にその結果を通知する。」旨規定されているところ、平成20年10月6日、洗濯廃液放出に係る放射性物質濃度の測定及びその結果の通知が適切に実施されていないことが確認された。

表88-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	放出の都度	（略） 洗濯廃液ドレンタンク
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	（略）

東海第二発電所 洗濯廃液タンク水放出に至る手順（本事象のフロー図）

